

## 経営会議の内容

件 名	大和州市税条例の一部改正（わがまち特例等を規定）について
所 管 部	総務部
日時・場所	平成29年10月19日（木）11：35 ～ 12：05 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、収納課長、市民税課長、資産税課長、みどり公園課長、ほいく課長
提出理由	地方税法の改正に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	<p><b>【主な意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わがまち特例導入による保育事業4事業の影響額はどの程度か。 （所管部）現状、特例の対象となる事業は地域型保育事業のうち家庭的保育事業で1件、企業主導型保育事業で1件であり、参酌基準とする場合との比較では、合計で約2万円の影響が見込まれる。</li> <li>・企業主導型保育事業で5年度分、市民公開緑地で3年度分という特例の適用期間が定められている理由は。 （所管部）一般的に適用期間は効果等を検証し、その後の延長要否を判断するために定められている。これをふまえると、今回適用期間を定めて導入された2案件については、国において、わがまち特例が与える一定の効果を検証する意図があったものと思われる。</li> <li>・企業主導型保育事業のわがまち特例は、企業側にどのように周知していくのか。 （関連部）企業主導型保育事業の申請は市を通すわけではないが、手がける事業者がいる場合には、積極的に周知を行っていききたい。</li> <li>・企業主導型保育事業は、施設を設置した期間が設定されているが、既に事業を行っている施設は対象外になるのか。 （関連部）既に事業が行われていても、平成29年4月1日以降現在までの間に施設を設置していれば対象となる。</li> <li>・地域型保育事業、企業主導型保育事業において、わがまち特例の対象となる資産とその税目の詳細は。 （所管部）地域型保育事業は、家屋の固定資産税・都市計画税と償却資産の固定資産税が対象である。企業主導型保育事業は、土地の固定資産税・都市計画税と、家屋の固定資産税・都市計画税、償却資産の固定資産税が対象である。</li> <li>・市民公開緑地の候補となる土地は市内にあるか。 （関連部）市内に面積要件等を備えている対象地が、少なくとも4箇所あると見込んでいる。</li> <li>・市民公開緑地を管理する民間主体は、NPO法人、住民団体、企業等とされているが、そのうち住民団体としては何か特別な条件はあるのか。 （関連部）300㎡以上の面積要件、20%以上の緑化率、5年以上の設置管理期間などの市民公開緑地の認定基準を満たしていれば、特別な条件はなく、地域住民の方で構成することも可能である。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民公開緑地について、整備するための公的補助はあるのか。 （関連部）市で市民公開緑地の整備を行うための補助は検討していない。国では整備補助の予算措置がなされているようである。</li> <li>・わがまち特例が適用される市民公開緑地は、既存の緑地は対象外となり、これから新たに設置される緑地のみが対象となるのか。 （関連部）市民公開緑地は創設されたばかりの認定制度であるため、まだ市内に活用例はない。設置管理しようとする民間主体が計画書等を提出して市が認定し、市民公開緑地と認められた時点が平成29年6月15日から平成31年3月31日までの期間内であれば、わがまち特例の対象となる。</li> <li>・保育事業に係るわがまち特例の適用については、新規設置施設のみならず、既存家屋の用途変更として特例対象施設が発生した場合であっても、適正な課税を行えるように関係課間で情報共有に努めてもらいたい。</li> </ul>
<b>会議結果</b>	案のとおり、進めていく。